山梨県土地改良事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　知事は、農業生産基盤の整備を図るため、次の各号に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が行う土地改良事業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

一　市町村

二　土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会

三　農業協同組合及び農業協同組合連合会

四　土地改良法(昭和２４年法律第１９５号)第３条に規定する資格を有する者である数人の共同体

五　農地中間管理機構

六　NPO 及び地域活動組織

七　その他知事が適当と認める者

(定義)

第２条　この要綱において「土地改良事業等」とは、別表第１の事業名に掲げる事業(以下「補助事業」という。)をいう。

(補助事業の工種、採択基準及び補助率)

第３条　補助事業の工種、採択基準及び補助率は、別表第１の当該各欄に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第４条　規則第４条の規定による補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第１号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(変更承認申請等)

第５条　補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ変更(中止又は廃止)承認申請書(第２号様式)を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第６条　規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。ただし、災害復旧事業、県単土地改良事業、被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業及び基盤整備促進事業のうち、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る軽微な変更については、別表第２に掲げるとおりとする。

一　工事費のうち、工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用

二　工事費から事務費への経費の額の流用

三　工種別事業費又は事業量の三割を超える増減

四　工種の新設、変更又は廃止

五　関係面積の増減

２　前項の規定にかかわらず、土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業にかかる変更は、規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更に該当しない。

３　第１項に規定する災害復旧事業に係る軽微な変更については、知事に報告するものとする。

(知事の指示を受ける場合)

第７条　補助事業者は、規則第６条第１項第４号の規定により、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに補助事業の遂行状況を記載した書類正副各１通を知事に提出し、その指示を受けるものとし、必要に応じて、変更(中止又は廃止)承認申請書(第２号様式)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第８条　規則第７条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる書類を当該各号の定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一　工事着手届(第３号様式)　工事に着手したとき。

二　工事変更届(第４号様式)　契約を変更したとき。

三　工事完成届(第５号様式)　工事が完成したとき。

四　土地改良事業受益地転用報告書(第６号様式)１２月３１日現在における状況を当該年度の１月１０日までに報告

五　事業遂行状況報告書(第７号様式)１２月３１日現在における状況及び規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更以外の変更予定を当該年度の１月１０日までに報告

(実績報告書)

第９条　補助事業者は、規則第１２条の規定により事業実績報告書(第８号様式)を知事に提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各補助事

業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第８号様式の２）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の支払)

第１０条　補助金の支払は、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

２　補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(第９号様式)を知事に提出しなければならない。

３　補助事業（県単土地改良事業を除く）が、年度内に完了する場合であって、実績報告書の提出が３月２０日以降となる場合は、同日までに補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。

(検査)

第１１条　知事は、規則第１３条の規定により補助金の額を確定しようとするとき又は必要があると認めるときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

(財産の処分制限)

第１２条　補助事業者は、補助事業により、取得し若しくは効用の増加した工作物その他の物件又は取得した土地（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び農林畜水産業補助金等交付規則（昭和３１年４月３０日農林省令第１８号）を勘案して交付決定通知に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第１０号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　知事は第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

４　知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(証拠書類等の整備及び保管)

第１３条　補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものについては、財産管理台帳(第１１号様式)その他の関係書類を整備し、保管しておかなければならない。

（事業の着手（着工））

第 14 条　事業の着手（着工）は、原則として、知事からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手（着工）届（第１２号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成１８年９月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

(経過措置)

２　この要綱の施行の際、現に山梨県土地改良事業等補助金交付規程（昭和５６年山梨県告示第２２８号）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

３　この要綱の規定は、平成１８年度分の予算に係る補助金から適用し、平成１７年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお山梨県土地改良事業等補助金交付規程による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この改正後の要綱の規定は、平成１９年度分の予算に係る補助金から適用し、平成１８年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成１９年８月１日から施行する。

(経過措置)

２　この改正後の要綱の規定は、平成１９年度分の予算に係る補助金から適用し、平成１８年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この改正後の要綱の規定は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用し、平成１９年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２０年１０月９日から施行する。

(経過措置)

２　この改正後の要綱の規定は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用し、平成１

９年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２１年９月２日から施行する。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

(経過措置)

２　この改正後の要綱の規定は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用し、平成２３年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２５年３月２１日から施行する。

(経過措置)

２　農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱、農業用水水源地域保全対策事業実施要綱に基づき平成２４年度までに採択された地区のうち、平成２５年３月２１日において現に施行している事業であって、当該事業に要する費用につき平成２４年度以前の予算に係る県の補助金が交付されたものについては、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２６年６月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年６月２９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成２９年５月１６日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成３０年３月６日から施行し、改正後の規定は平成２６年２月６日以降の交付に関するものについて適用する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成３０年１２月１９日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和元年１２月１９日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年１２月１６日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年３月１６日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年３月１２日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１(第２条・第３条関係)

事業名	工種	採択基準	補助率
一　調査設計事業		(一)　国の補助を受けて行う調査設計事業の採択基準に合致する範囲のもの。 (二)　非補助土地改良事業助成措置要綱に定める事業に係る調査設計事業で、次の各号の一に該当する事業に係るもの。 ア　非補助土地改良事業助成指導要綱第二の一の(二)のイの区画整備事業及びかんがい排水事業であって、受益面積の一団地がおおむね二十ヘクタール以上のもの。 イ　非補助土地改良事業助成措置要綱第二の一の(二)のイの暗きょ排水事業であって、受益面積の一団地がおおむね二十ヘクタール以上の完全暗きょ ウ　非補助土地改良事業助成措置要綱第二の一の(二)のアの農道事業であって、急傾斜地帯にあっては、おおむね五百メートル以上のもの又は急傾斜以外の地帯にあっては、ずい道、橋りょう等特殊な工作物の含まれるおおむね千メートル以上のもの。 (三)　県土地改良事業団体連合会が行う次に掲げる農村総合整備事業の調査設計並びに実施に資する技術の開発普及及び指導に関するもの。(以下「農村総合整備推進事業」という) ア　農村総合整備事業実施要綱に定める事業 イ　集落地域整備事業実施要綱に定める事業 ウ　農業集落排水事業実施要綱に定める事業 エ　中山間地域総合整備事業実施要綱に定める事業 オ　農村活性化住環境整備事業実施要綱に定める事業 カ　農村自然環境整備事業(総合型)実施要綱に定める事業	五十パーセント以内 定額補助にあっては、百パーセント以内
二　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業		農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね五十ヘクタール(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に基づき指定された振興山村(以下「振興山村」という。)又は過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という)において行うものにあっては、おおむね三十ヘクタール)以上、車道幅員がおおむね四メートル(振興山村にあってはおおむね三メートル)以上であり、かつ総事業費二千万円(市町村が振興山村、過疎地域、受益地域内の平均傾斜度が十五度以上の地域(水田地帯を除く。以下「急傾斜畑地帯」という。)又は水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第三条第一項に基づき指定された水源地域(以下「水源地域」という。)以	六十パーセント以内

		外の地域において行うものにあっては、一億円)以上のもの	
三　農村振興総合整備事業	一　農業生産基盤整備事業 (一)　ほ場整備事業 (二)　農業用用排水施設整備事業 (三)　農道整備事業 (四)　農用地開発事業 (五)　農用地の改良又は保全事業 (六)　農用地管理保全事業 二　農村生活環境整備事業 (一)　農業集落道整備事業 (二)　営農飲雑用水施設整備事業 (三)　農業集落排水施設整備事業 (四)　農業施設等用地整備事業 (五)　集落防災安全施設整備事業 (六)　自然環境・生態系保全施設整備事業 (七)　地域資源利活用施設整備事業 (八)　施設補強整備事業 (九)　住民参加促進環境整備事業 (十)　地域農業活動拠点施設整備事業 (十一)　集落農園整備事業 (十二)　住民基盤施設整備事業 (十三)　施設環境整備事業 (十四)　歴史的土地改良施設保全整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一)　農村振興基本計画の枠組みの下、農村振興の目的を明確にし、農村地域の情報化、高齢者福祉、環境等多様なニーズに対応した整備を総合的に行うこと。 (二)　総事業費が二億円以上であること。	七十五パーセント以内
四　田園整備事業	一　田園空間整備事業 (一)　ほ場整備事業 (二)　農業用用排水施設整備事業 (三)　農道整備事業 (四)　農業集落道整備事業 (五)　集落緑化施設整備事業 (六)　用地整備事業 (七)　集落排水整備事業 (八)　農村公園緑地整備事業 (九)　ライフライン収容施設整備事業 (十)　集落水辺環境整備事業 (十一)　住民参加促進環境備事業 (十二)　コミュニティ施設整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一)　田園整備事業計画の枠組みの下、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、活性化に資する整備を総合的に行うこと。 (二)　総事業費が二億円以上であること。	七十五パーセント以内

	(十三) 景観保全整備事業 (十四) 集落農園整備事業 (十五) 歩行者専用遊歩道整備事業 (十六) 特認施設整備事業 二　田園交流基盤整備事業 (一)　農業集落道整備事業（集落内道路を含む）		
五　農業集落排水事業		農業用用排水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の処理施設を整備する事業であって、受益戸数がおおむね二十戸以上のもの	五十七・五パーセント以内
六　地域用水環境整備事業		次に掲げる要件に該当するもの (一)　事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件並びにこれら地域に係る他の地域計画等から、当該事業を実施することが適当と認められること。 (二)　事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 (三)　総事業費が五千万円以上であること。	六十パーセント以内
七　中山間地域総合整備事業	一　農業生産基盤整備事業 (一)　農業用用排水施設整備事業 (二)　農道整備事業 (三)　ほ場整備事業 (四)　農用地開発事業 (五)　農地防災事業 (六)　客土事業 (七)　暗渠排水事業 (八)　農用地の改良又は保全事業 二　農村生活環境基盤整備事業 (一)　農業集落道整備事業 (二)　営農飲雑用水施設整備事業 (三)　農業集落排水施設整備事業 (四)　農業集落防災安全施設整備事業 (五)　用地整備事業 (六)　農村公園施設整備事業 (七)　活性化施設整備事業 (八)　集落環境管理施設整備事業 三　交流基盤整備事業 (一)　交流施設基盤整備事業 (二)　情報基盤施設整備事業 (三)　市民農園等整備事業 (四)　施設間関連道路整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一)　振興山村を含む市町村、過疎地域をその区域とする市町村及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)に規定する特定農山村地域(以下「特定農山村地域」という)を含む市町村又はこれに準ずる市町村であって、農村振興基本計画が定められていること。 (二)　農業生産基盤整備事業を二以上行うこと。 (三)　受益面積(農業生産基盤整備事業のうち二以上の事業の受益面積の合計)が、おおむね二十ヘクタール以上(本事業の実施地域のうち、農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が五十パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね百分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の五十パーセント以上を占める地域においては十ヘクタール以上)であること。	五十五・五パーセント以内

	四　生態系保全等施設整備事業 五　交換分合事業 六　地域資源循環利用調整推進事業 七　特認事業		
八　ふるさと水と土ふれあい事業	一　計画策定等事業 (一)　計画策定事業 (二)　情報収集・提供事業 (三)　手づくり施設等ふれあい保全事業 (四)　特認事業 二　保全整備事業 (一)　土地改良施設保全事業 (二)　土地改良施設周辺環境整備事業 (三)　農地保全事業 (四)　農地周辺環境整備事業 (五)　歴史的遺産保全事業 (六)　ふれあい保全活動促進施設等整備事業 (七)　手作り施設整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一)振興山村を含む市町村、過疎地域をの区域とする市町村及び特定農山村地域を含む市町村又はこれに準ずる市町村が行うこと。 (二)受益面積が、六十ヘクタール未満(本事業の実施地域のうち、林野率が七十五パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね二十分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の五十パーセント以上を占める地域においては二十ヘクタール未満)であること。	七十五パーセント以内
九　基盤整備促進事業	一　基幹工種 (一)　農業用用排水路 (二)　農道 (三)　暗渠排水 (四)　客土 (五)　区画整理 二　附帯工種 (一)　農用地保全 (二)　農地造成 (三)　土壌改良 (四)　交換分合 (五)　営農飲雑用水 (六)　農業集落道 (七)　防災安全施設 (八)　土地改良利用推進 (九)　特認 三　農業基盤整備促進事業 (一)　定率工種 ア　農業用用排水施設 イ　暗渠排水 ウ　土層改良 エ　区画整理 オ　農作業道 カ　農用地の保全 (二)　定額工種 ア　田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） イ　田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） ウ　暗渠排水 エ　湧水処理	次に掲げる要件に該当するもの (一)基幹工種に掲げる事業を行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの又は基幹工種に掲げる事業のうち二以上を併せて行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね五ヘクタール以上のもの (二)一と併せて行う附帯工種に掲げる事業ただし、附帯工種の(二)に掲げる事業であって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のものについては、農地造成に係る計画が定められているものに限る (三)三は、農業競争力強化農地整備促進事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (四)四は、農地耕作条件改善事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (五)五は、農村地域防災減災事業実施要綱及び農村地域防災減災事業実施要領に基づいて実施する農業水利施設危機管理対策事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの （六）六は、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの （七）七は、施設管理者が管理する土地改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特例措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物が存在する	六十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯にあっては、六十五パーセント以内 生産調整関連（農道を除く）にあっては、七十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の生産調整関連（農道を除く）にあっては、七十

	オ　末端畑地かんがい施設 カ　客土 キ　除礫 四　農地耕作条件改善事業 五　農村地域防災減災事業 (一)　整備事業 ア　農業水利施設危機管理対策事業 六　農業水路等長寿命化・防災減災事業 (一)長寿命化対策 (二)防災減災対策 ア　自然災害等対策 イ　危機管理対策 ウ　ため池防災環境整備 七　土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業 八　水利施設等保全高度化事業	こと。 (八)八は、水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五パーセント以内 工種三の(二)、四、五の(一)及び六の定額補助にあっては、百パーセント以内 工種七にあっては、五十パーセント以内
十　農用地等集団化事業	一　農用地等集団化 (一)　交換分合 (二)　換地計画 (三)　集落整備地域換地計画 (四)　経営体育成促進換地等調整	(一)から(四)に掲げる事業のいずれかを行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	六十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯にあっては、六十五パーセント以内
	二　地形図作成事業	区画整理実施予定地区の地形図作成等を行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	
	三　交換分合附帯農道等整備事業 (一)　農業用用排水施設 (二)　農道 (三)　暗きよ排水 (四)　客土 (五)　ほ場近平	一に掲げる事業と計画上一体をなし、(一)から(五)に掲げる事業のいずれかを行うもの又は二以上を併せて行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	
十の二　団体営棚田地域等緊急保全対策事業	一　計画策定事業 二　保全整備等事業 (一)　棚田等緊急整備事業 (二)　獣害等防止施設整備事業 (三)　棚田等保全・利活用条件整備事業 (四)　棚田等周辺整備事業 (五)　集落生活環境整備事業 (六)　保全・利活用体制整備事業 (七)　保全・利活用活動	次に掲げる要件に該当するもの (一)山腹、丘陵、台地地帯の縁辺、狭あいな谷底地、小扇状地、山ろくの崩壊地等である地域で、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜二十分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の二分の一以上を占めるものを対象としていること。 (二)市町村が棚田等の保全、利用又は活用を促進するための方針等を策定している地域を対象としていること。 (三)一地区の総事業費がおおむね六百万円以上であること。	五十五パーセント以内

	促進事業 (八)　特認事業		
十一　ため池等整備事業	一　一般	一　農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる事業であって、二の基準に該当するもの (一)築造後における自然的又は社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修(以下「老朽ため池等整備工事」という) (二)池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修(以下「湖岸堤防工事」という) (三)風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するため行う土留石垣、擁壁、土砂だめえん堤、水路等の新設又は改修(以下「土砂崩壊防止工事」という) 二　基準 (一)大規模事業((三)及び(四)に掲げる場合を除く) ア　市町村が行うもの。 (ア)　受益面積がおおむね四百ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね百ヘクタール)以上のもの。 (イ)　総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 イ　市町村以外のものが行うもの。 (ア)　受益面積がおおむね二百ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね四十ヘクタール)以上のもの。 (イ)　総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 (二)小規模事業((三)及び(四)に掲げる場合を除く。) ア　受益面積がおおむね二十ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね五ヘクタール(地震関連地域において行われるものにあっては、おおむね二ヘクタール))以上のもの。 イ　総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 (三)中山間地域において行う老朽ため池等整備工事 ア　大規模事業 (ア)　市町村が行うもの。 (1)　受益面積がおおむね二百ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね七十ヘクタール)以上のもの。 (2)　総事業費がおおむね二千万円以上のもの。 (イ)　市町村以外のものが行うもの。	八十パーセント以内

		(1)　受益面積がおおむね二百ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね二十ヘクタール)以上のもの。 (2)　総事業費がおおむね三千万円以上のもの。 イ　小規模事業 受益面積がおおむね十ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね二ヘクタール)以上で、総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 (四)　湖岸堤防工事及び土砂崩壊防止工事 ア　市町村が行うもの。 (ア)　受益面積がおおむね二十ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (イ)　総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 イ　市町村以外のものが行うもの。 (ア)　大規模事業 (1)　受益面積がおおむね二百ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (2)　総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 (イ)　小規模事業 (1)　受益面積がおおむね二十ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (2)　総事業費がおおむね二百万円以上のもの。	
	二　農業用河川工作物応急対策	河川の直轄管理区間及び知事管理区間で河道の整備されている区間に設置された農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、火災を未然に防止するために行う頭首工、水門、樋管、橋りょう等の整備、補強の事業で小規模の基準に該当するもの	九十パーセント以内
	小規模	事業費がおおむね二百万円以上のもの	
地方事務費		事業名欄の二から十一までの事業につき事業主体が行う調査監督に要する経費	五十パーセント以内
十二　土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱及び土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	七十一パーセント以内 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域にあっては、七十六パーセント以内
十三　災害復旧事業		一箇所の工事費が四十万円以上	農地五十パーセント以上、施設六十五パ

			ーセント以上
十四　国営造成施設等管理体制整備促進事業		水利施設管理強化事業実施要綱及び水利施設管理強化事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五十パーセント以内 省エネルギー化推進型にあっては、令和６年４月から９月における電力料及び諸油脂費の高騰分の七十パーセントに相当する額
十五　土地改良施設維持管理適正化事業(維持管理適正化)	一　整備補修事業 (一)　一般型 (二)　連携管理保全型 二　防災減災機能等強化事業 三　安全管理施設整備対策事業	次に掲げる要件に該当するもの (一)全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する経費の三分の二以上を造成すること。 (二)県土地改良事業団体連合会は県からの補助を受けて、県土地改良事業団体連合会に係る経費の三分の二以上を全国土地改良事業団体連合会に拠出すること。	三十パーセント以内
(基幹水利施設技術管理強化特別指導)		次に掲げる要件に該当するもの (一)河川法、電気事業法等に規定する技術者を構成員とする技術管理部局の体制が整備されている県土地改良事業団体連合会であること。 (二)国営土地改良事業等で構成され、土地改良区等が管理している基幹水利施設で農林水産省構造改善局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づいた評点がおおむね七点以上の施設であること。	三十パーセント以内
十六　土地改良区機能強化支援事業		土地改良区機能強化支援事業実施要綱及び土地改良区機能強化支援事業実施要領に基づいて県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等が行う事業	百パーセント以内
十七　県単土地改良事業	一　活力ある農業・農村施設整備事業 (一)　特産農産物生産支援整備事業 (二)　鳥獣害防止施設整備事業 (三)　農村地域防災対策促進事業 (四)　都市農村交流促進事業	活力ある農業・農村施設整備事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五十パーセント以内 (四)にあっては1地区あたりの補助金上限額500万円以内
	二　農地集積基盤整備事業	次に掲げるすべての要件に該当するもの (一)受益面積二ヘクタール以上(果樹、施設栽培の場合は一ヘクタール以上)であること。 (二)認定農業者、農地所有適格法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織であり、経営面積二ヘクタール以上(果樹、施設栽培の場合は一ヘクタール以上)である	十二.五パーセント以内

		こと。 (三)五年以上の賃借権設定済み、又は確実に見込まれること。 (四)対象地域における「地域計画」が策定されていること。または、策定が見込まれること。 (五)農業基盤整備計画を作成した地域であること。	
	三　やまなし担い手サポート農地整備事業 （一）　機構借受農地整備事業 （二）　企業的農業経営推進支援モデル事業 （三）　地域計画実現支援事業	やまなし担い手サポート農地整備事業実施要領に基づいて実施する事業主体及び事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの なお、（二）については、事業実施主体が市町村及び農地中間管理機構以外の場合、（三）については、事業実施主体が市町村以外の場合、各種申請及び補助金の交付先は市町村とする	五十パーセント以内 （一）にあっては十アールあたり四十万円以内
十八　被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業		平成３０年の台風２１、２４号により被災した鳥獣害防除施設を復旧する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの (一)市町村が事業実施主体であること。 (二)１箇所当たりの施設復旧費用が４００千円を超えていること。（１箇所当たりとは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の定めるところによる） (三)施設の構造が、「鳥獣害防止施設整備の手引き（平成２８年３月山梨県農政部）」に準じていること。 (四)既存施設の耐用年数の経過年数が10年以下であること。 (五)被災した施設の復旧に要する工事費であること。（被災施設の撤去費用は除く）	三十パーセント以内
		令和元年の台風１９号により被災した鳥獣害防除施設を復旧する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの (一)市町村が事業実施主体であること。 (二)１箇所当たりの施設復旧費用が４００千円を超えていること。（１箇所当たりとは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の定めるところによる。） (三)施設の構造が、「鳥獣害防止施設整備の手引き(平成２８年３月山梨県農政部)」に準じていること。 (四)既存施設の経過年数が耐用年数を超過していないこと。 (五)被災した施設の復旧に要する工事費であること。	

別表第２(第６条関係)

災害復旧事業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一　年災別事業費相互間の経費の配分の変更 二　事業の施行箇所の変更又は補助事業の事業主体の変更 三　施行箇所ごとの工種(農地については、田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災ため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止 四　施行箇所ごとの工種別の事業量の三十パーセントを超える増減 五　施行箇所ごとの工種別の工事費の三十パーセントを超える増減
県単土地改良事業、被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一　各費目相互間において、いずれか低い額の二十パーセントを超える増減 二　補助事業の目的の達成に支障をきたす事業計画の変更 三　交付決定額の増
基盤整備促進事業のうち、農業基盤整備促進事業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一　工種欄に掲げる(一)定率工種に要する経費と(二)定額工種に要する経費の相互間の流用 二　(一)定率工種のうち、アからカに要する経費の相互間の三十パーセントを超える増減 三　事業実施主体の変更
基盤整備促進事業のうち、農地耕作条件改善事業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一　地区ごとに作成する農地耕作条件改善計画相互間の経費の額の流用 二　補助対象事業者の名称の変更 三　地域内農地集積型事業から高収益作物転換型事業への事業の変更 四　未来型産地形成推進条件整備型における補助対象事業者に係る事業費の二十パーセントを超える増又は国庫補助金等の増 五　未来型産地形成推進条件整備型における補助対象事業者に係る事業費又は国庫補助金等の二十パーセントを超える減
基盤整備促進事業のうち、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一　交付金の額の変更

第１号様式（第４条関係）

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱により補助金　　円の交付を申請します。

１　事 業 名
２　地区名又は番号
添 付 書 類
１　経費の配分及び事業計画の概要
災害復旧事業にあつては別紙第1―１、その他の事業にあつては別紙第1―２を添付すること。
２　収支予算書
別紙第1―３を添付すること。
３　その他
基盤整備促進事業のうち、農地耕作条件改善事業については、「地区別経費の配分及び負担区分」（別紙第１－４）、農業水路等長寿命化・防災減災事業については、「経費の配分及び負担区分」（別紙第１－５）を添付すること。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

（別紙第1―1）

年度災害復旧事業補助計画書
年度災害復旧事業補助成績書

区分		年災

箇所番号及び地区	所在地	事業主体	費目	工種	総事業				前年度まで			本年度							翌年度以降			工事施行の状況		摘要
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以内の財源				事業量	事業費	国庫補助金	直営の別又は請負	期日から期日まで工年月か年月ま	
															県（都道府）費	市町村費	その他費	計						
			工事費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円			
			工事雑費				／	／			／			／	／	／	／	／			／			
			事務雑費																					
			計																					
			工事費																					
			工事雑費				／	／			／			／	／	／	／	／			／			
			事務雑費																					
			計																					

（注）1 計画と実績が相違する場合は、計画の額を上段に（　）書きで記入する。

2 会計年度の終了に伴い報告する場合は、当該年度執行分を[　　]書きで記入する。

(別紙第1―2)

経費の配分及び事業計画の概要

事業名		施行年度	年度　～　年度

地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
											都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円	円	%	円	円	円		円	事業着手及び完了（予定）年月日 施設の予定管理者 消費税相当額

（注）1 事業名は県事業名を記入し、下段に国事業名を（　）書きで記入する。

2 工事費の場合、事業量は延長や箇所数などを具体的に記入する。

3 計画と実績が相違する場合は、計画の額を上段に（　）書きで記入する。

4 事業の完了年月日は、事業実施主体による竣工検査年月日を記入する。

5 会計年度の終了に伴い報告する場合は、当該年度執行分を[　　]書きで記入する。

(別紙第1―3)

収 支 予 算 書
(収 支 精 算 書)

1　収入の部

区　　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備　　考
工　事　費	円	円	円	
補　助　金				
市 町 村 費				
地元負担金				
小　　計				
事　務　費				
補　助　金				
市 町 村 費				
地元負担金				
小　　計				
合　　計				

2　支出の部

区　　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備　　考
工　事　費	円	円	円	
事　務　費				
合　　計				

（注）１会計年度の終了に伴い報告する場合は、当該年度執行分を（　）書きで記入する。

２業務委託の場合は「工事」を「業務」とする。

予算議決(又は予算議決予定)　　年　　月　　日

別紙１－４　地区別経費の配分及び負担区分（令和〇年度交付申請分）　　（単位：円）

都道府県名	市町村名	地区名	計画区分	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間		事業実施主体	総事業費	交付限度額算定国費率	交付限度額算定基礎額【定率】	交付限度額算定基礎額【定額】	前年度までの事業費	前年度までの交付済みの総額	差額	本年度事業費	単年度交付限度額算定基礎額【定率】	単年度交付限度額算定基礎額【定額】	本年度交付限度額算定基礎額	本年度都道府県費	本年度市町村費	本年度その他	翌年度以降事業費	翌年度以降交付限度額算定基礎額	備考
				定額・定率の区分	事業番号	事業名		開始年度	完了年度		(A)	(B)	(C)=(A)×(B)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)=(H)×(B)	(J)	(K)=(I)+(J)−(G)				(L)=(A)−(E)−(H)	(M)=(C)+(D)−(F)−(K)	
													0						0		0				0	0	

（注）１ 複数の地区（農地耕作条件改善計画）をまとめて交付申請する場合は、別記様式第１号の「２　事業の内容及び計画」欄で区分した地区ごとに「計」欄で集計する。
２ 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「１」、高収益作物転換型は「２」を記載する。
３ 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「１」、定率助成は「２」を記載する。
４ 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
〇定額助成
1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、
5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：客土、9：除礫、10：更新のうち用水路、11：更新のうち排水路、12：更新のうち農作業道、13更新のうち特認事業、
14：条件改善推進費、15高収益作物転換推進費
〇定率助成
16：農業用用排水、17：暗渠排水、18：土層改良、19：区画整理、20：農作業道、21：農地造成、22：農用地の保全、23：営農環境整備支援、24：管理省力化支援、
25：品質向上支援、26：条件改善促進支援、27：高収益作物導入支援
５ 「事業名」欄には、上記3の番号に該当する名称を記載する。
６ 「法律・予算の区分」欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、法律補助「１」と記載し、それ以外は予算補助「２」と記載する。
７ 「事業実施期間」欄には、各計画の実施期間を記載する。
８ 「事業実施主体」欄には、交付対象事業者と事業実施主体が異なる場合（間接交付を行っている場合）に、その主体名を記載する。また、交付対象事業者と事業実施主体が同じ場合は「O」と記載する。
９ 「総事業費(A)」欄には、事業実施期間全体における事業費の総額を記載する。
10 「交付限度額算定国費率(B)」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記載する。
11 「交付限度額算定基礎額【定額】(D)」欄には、「総事業費(A)」の額のうち国費相当額を記載する。
12 「前年度までの事業費(E)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。
13 「差額(G)」欄には、前年度において、第４の３の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。
※同じ地区内において他の交付対象事業における調整額を融通しても構わないが、各交付対象事業における全体事業費を超えないように注意すること。
14 「本年度交付限度額算定基礎額(K)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(H)」と同額になるよう注意すること。
15 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載する。
16 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載する。

（別紙第１－５）　経費の配分及び負担区分

（単位：円）

整備計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	総　量		前年度まで		本　年　度							翌年度以降		備　考
			区分	対策種類	事業種類				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	交付金	国受率	都道府県費	市町村費	その他	事業量	事業費	
	小計																					
	小計																					
	小計																					
	小計																					
	合計																					
	うち長寿命化対策																					
	うち防災減災対策																					
	うちため池の保全・避難対策																					

（注）１　関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。

２　交付対象事業の区分欄には、長寿命化対策は1、防災減災対策は2、ため池の保全・避難対策は3を記入すること。

３　交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1(1)、自然災害対策は2(1)、危機管理対策は2(2)、ため池防災環境整備は2(3)、ため池の保全・避難対策は3(1)を記入すること。

４　交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。

対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査のいづれか該当する対策を記入すること。

対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査のいづれか該当する対策を記入すること。

対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備、安全確保対策のいづれか該当する対策を記入すること。

対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいづれか該当する対策を記入すること。

対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいづれか該当する対策を記入すること。

５　法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

６　備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

７　変更追加交付する場合で前回までの申請地区の金額に修正がある場合は、前回申請額を上段括弧書き、変更後申請額を下段に記入すること。

８　実績報告時においては、予算額を上段括弧書き、精算額を下段に記入すること。

第2号様式(第5条及び７条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等変更(中止、廃止)承認申請書

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金交付決定の通知があつたこのことについて、別紙理由書に記載した理由により　　を変更(中止、廃止)し「金　　円の追加交付(減額承認)を受け」たいので山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

１　事　業　名
２　地区名又は番号

(注) １　金額に変更のない変更申請の場合は「　」の分を除く。

２　上記「関係書類」とは要綱の第1号様式の別紙第1―1から別紙第1―5までの添付書類に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更前を上段に(　)書きすること。

３　補助事業の完了予定年月日までに完了が見込めず、完了予定年月日を延長する場合は、「経費の配分及び事業計画の概要」の事業着手及び完了（予定）年月日を変更し、提出すること。

４　本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第3号様式(第8条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年 度 工 事 着 手 届

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金交付決定の通知のあつたこのことについて、　　年　　月　　日工事に着手したので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第8条第1号の規定によりお届けします。

1　事　業　名
2　地区名又は番号
　添付書類　　工事執行調書(別紙)

（注）1 業務委託の場合は「工事」を「業務」とする。
　　2 本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

(別紙)

工　事　執　行　調　書

<table>
<tr><td colspan="2">事　業　名</td><td colspan="3"></td><td>地区名または
地区番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">契　約　額</td><td colspan="2"></td><td>変更契約額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設　計　額</td><td colspan="2"></td><td>変更設計額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工法及び数量</td><td colspan="2"></td><td>変更工法及び数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">工事執行方法</td><td colspan="2">□　請　負　□　直　営</td><td rowspan="2">執行
年月日</td><td>当　初</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　指名競
争入札　□　随意契約</td><td>変　更</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">執
行
内
容</td><td rowspan="6">請　負</td><td>工　事　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>請　負　者</td><td colspan="5">(住所)　(商号または名称)
(代表者氏名)</td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="2"></td><td>変更工期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>契約年月日</td><td colspan="2"></td><td>変更契約年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>直　営</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（注）業務委託の場合は「工事」を「業務」、「工期」を「委託期間」等とする。

第4号様式(第8条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年 度 工 事 変 更 届

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金交付決定の通知があつたこのことについて、　　年　　月　　日変更契約したので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第8条第2号の規定によりお届けします。

１　事　　業　　名
２　地区名又は番号
　添付書類　　工事執行調書(第3号様式の別紙)

（注）１ 業務委託の場合は「工事」を「業務」とする。
　　２ 本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第5号様式(第8条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年 度 工 事 完 成 届

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金交付決定の通知のあつたこのことについて、　　年　　月　　日工事が完成したので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第8条第3号の規定によりお届けします。

１　事　業　名
２　地区名又は番号
　添付書類　　工事執行調書(第3号様式の別紙)

（注）1 業務委託の場合は「工事」を「業務」とする。
　　2 本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第6号様式(第8条関係)

第　一　号
年　月　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

土地改良事業受益地転用報告書

年度から実施の　　事業について、次のとおり受益地の転用がありましたので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第8条第4号の規定により報告します。

1. 転用目的
2. 転 用 者　　住　所
　　氏　名(名 称)
3. 転用計画書
　(転用計画書を添付すること。)
4. 転用しようとする土地

土地の所在				現況報告	地積　㎡	土地所有者の住所氏名
市町村	大字	字	地番			
計						

5. 今回の転用による返還補助金額

10アール当たり補助金額	今回転用面積	返還金額	備考
円	㎡	円	工期　　年度　～　　年度

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第7号様式(第8条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等遂行状況報告書

このことについて、次の事業の　　年　　月　　日現在の遂行状況及び規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更以外の変更の予定について山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第８条第5号の規定により別紙のとおり報告します。

事 業 名

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

(別紙)

状　況　報　告

地区名又は箇所番号	所在地	工種	実施計画		出来高		進捗率	補助金交付決定年月日	工事着手年月日	請負契約額	前金払額	部分払額	竣工予定年月日
			事業量	事業費A	事業量	事業費B	B／A						
				千円		千円	%			千円	千円	千円	

（注）1 実施計画の事業量は、交付申請書（第１号様式）または変更承認申請書（第２号様式）に添付した「経費の配分及び事業計画の概要」等の本年度の事業量を記入する。

2 業務委託の場合は「工事」を「業務」とする

規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更以外の変更の予定　　有　／　無

変更申請予定年月日　　年　　月　　日

第8号様式(第9条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等実績報告書

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金交付の決定通知のあつたこのことについて、次のとおり事業を実施したので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

１　事　業　名
２　地区名又は番号
添付書類
１　経費の配分及び事業計画の概要
第1号様式の別紙第1―1又は別紙第1―２を添付すること。
２　収支精算書
第1号様式の別紙第1―３を添付すること。
３　そ の 他
基盤整備促進事業のうち、農地耕作条件改善事業については、「地区別経費の配分及び負担区分」（第１号様式の別紙第１－４）、農業水路等長寿命化・防災減災事業については、「経費の配分及び負担区分」（第１号様式の別紙第１－５）を添付すること。
その他関係書類を添付すること。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第８号様式の２（第９条関係）

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け　第　　一　　号で補助金の交付決定の通知があった　　事業補助金について、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第９条第３項の規定により報告します。

１　山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）第１３条の規定に基づく補助金の額の確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（注）１ 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
２ 本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第9号様式(第10条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等補助金概算払請求書

年　　月　　日付け　　第　一　号で交付決定のあつた土地改良事業等補助金について、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり概算払いの請求をいたします。

１　概算払請求額

２　事業名及び地区名又は番号

３　内　訳

区　分	補助金交付決定額　①	既概算受領額　②	差　引　額　①－②＝③	今回概算請求額　④	備　　考
工事費					
事務費					
計					

４　概算払い請求の理由

５　支払いの方法

(1)　現　金　　指定金融機関名

(2)　口座振替　　振替先銀行名　　預金種別(当座・普通)

口座名　　口座番号

（注）1 業務委託の場合は「工事」を「業務」とする。

2 本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第10号様式(第12条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

　　年度山梨県土地改良事業等補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第１２条第２項の規定により申請します。

１　処分しようとする財産の明細
２　処分の内容
３　処分しようとする理由
４　その他必要な書類

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

第11号様式(第13条関係)

財　産　管　理　台　帳

市町村(事業主体)名

地区名　　地区	事業実施年度　　年度	農林水産省所管補助金名

事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
	小計		／	／	／	／	／						／	／	／	／	
	小計		／	／	／	／	／						／	／	／	／	
／	合計		／	／	／	／	／						／	／	／	／	

(注)　1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
　　2　処分の内容欄には、譲渡、交換・貸付け、担保提供等別に記入すること。
　　3　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
　　4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもつて財産管理台帳に替えることができる。
　　5　業務委託の場合は「工期」を「委託期間」等とする。

(別紙)

地区名									
区分	工作物	所在				完成年月日			
年月日	種目	種類	完成年度	所在地	構造及び規模	数量	購入金額及び補償金額	得喪変更の理由	摘要

地区名												
所在					完成年月日							
区分	建物	種類		主用途		構造						
年月日	増減理由	増			減			現在			備考	
		数量		価格	数量		価格	数量		価格		
		建築面積(平方メートル)	延面積(平方メートル)		建築面積(平方メートル)	延面積(平方メートル)		建築面積(平方メートル)	延面積(平方メートル)			

地区名											
区分	土地	所在									
字	地番	地目	地積	価格	前所有者又は関係人		取得年月日	登記年月日	支払年月日	備考
					住所	氏名				

第１２号様式(第１４条関係)

第　　一　　号
年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
事業主体名
代 表 者　　印

年度土地改良事業等交付決定前着手（着工）届

山梨県土地改良事業等補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、別記条件を了承の上、次のとおり交付決定前に着手（着工）したいので、届け出ます。

１　事　　業　　名

２　地区名又は番号

３　事業内容

４　事業費　　円

５　事業実施主体

６　着手（着工）予定年月日　　年　　月　　日

７　完了予定年月日　　年　　月　　日

８　交付決定前着手（着工）が必要な理由

（注）本様式における押印は省略しても差し支えないものとする。

別記条件
１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。